

令和 8 年度
国・県に対する要望事項



二宮町

要望のお願いにあたって

日頃より、町政運営に格別なるご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
また、例年、二宮町の要望事項におきましては、特段のご配慮をいただき深謝申し上げます。

さて、超高齢社会や人口減少、異常気象による自然災害への対策など、喫緊に対応すべき課題に直面している中、二宮町が行政運営を進めていくうえでの、重要かつ緊急性の高い要望事項を取りまとめましたので、ご高覧のうえ、格別なるご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 7 年 7 月

二宮町長 村田 邦子

要望事項目次

1. 役場新庁舎建設に伴う財政支援について【継続】	p 1
2. 葛川水系河川の改修・整備促進について【継続】	p 3
3. 体育館（小中学校等）への空調整備にかかるリース方式を含めた補助制度について【新規】	p 9
4. 脱炭素社会に向けた取組に対する支援について【新規】	p 11
5. 持続可能な地域公共交通の確保について【新規】	p 13
6. 特別支援学級や不登校対応に係る加配定数の充実について【継続】	p 15
7. GIGA スクール構想をはじめとした ICT 環境整備への財政支援の充実について【継続】	p 17
8. 小中学校における医療的ケア看護職員の配置に伴う財政措置について【継続】	p 19
9. 国における統一的なこどもの医療費助成制度の創設について【継続】	p 21

要望 1

役場新庁舎建設に伴う財政支援について【継続】

緊急かつ重要

要望先	国：内閣府・総務省
	県：政策局・くらし安全防災局

【現状】

昭和 53 年に建設した現役場庁舎は、構造上の課題及びコンクリートの劣化等で耐震化ができず、新たに建設する必要があります。

このような中、当町では令和 4 年 2 月に「新庁舎・駅周辺公共施設再編計画」を策定し、令和 5 年度に新庁舎建設基本設計を実施し、令和 6 年度に基本設計が完了しました。令和 7 年度より、新庁舎の実施設計を行い、工事完成に向けて事業を遂行しています。

【前年度要望に対する県の回答】

緊急防災・減災事業債については、令和 3 年 8 月から災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設が対象に追加されました。

なお、緊急防災・減災事業債については、令和 7 年度までの時限措置とされていますが、その対象範囲の拡充とともに、引き続き令和 8 年度以降も継続するように、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

【課題】

施設の対象が津波浸水想定区域等区域内にあり、浸水対策等の観点から移転が必要とされた公共施設又は公用施設は、面積及び㎡当たり単価に基づき算定された額を上限とした起債対象事業費が認められています。

一方、津波浸水想定区域外にある庁舎につきましては、災害時に災害対策の拠点となる災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設等の一部機能のみが起債対象とされており、施設全体の整備に係る財政的支援が十分に受けられない状況にあります。

本町のような小規模自治体では、庁舎のほとんどの部分が災害対応拠点として使用することとなり、平時から災害時まで一体的に機能することが求められています。

これらの庁舎整備は、防災力の向上と地域住民の安全・安心の確保に直結するものであり、津波浸水想定区域内にある庁舎と同様に、緊急防災・減災事業債の対象として、広く認められるべきと考えております。

【要望内容】

第5次社会資本整備重点計画（令和3～7年度）で掲げられた重点施策「地域の防災拠点となる施設等の耐震化」の指標「官庁施設の耐震基準を満足する割合100%」を早期に達成するため、公共施設の耐震化、老朽化対策への財政支援を次のとおり国に働きかけるよう要望します。

小規模自治体において災害拠点として整備される庁舎につきましては、立地にかかわらず、庁舎全体を起債対象にするなど、制度の拡充を要望いたします。

併せて、令和7年度までの時限となっていますが、現在のところ最短でも令和10年度供用開始の見込みであることから、制度の延長を行うことを要望します。

二宮町役場新庁舎建設スケジュール

年度	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)	令和9年度 (2027年)	令和10年度 (2028年)
新庁舎計画	基本設計		事業者選定 (公募型プロポーザル)	実施設計・施工一体型		移転・共用開始
用地取得	果樹公園払下協議		用地取得			



要望2

葛川水系河川の改修・整備促進について【継続】

緊急かつ重要

要望先	国：
	県：県土整備局

【現状】

大磯町・二宮町・中井町の3町を流れる葛川は、町民にとって身近で親水性のある憩いの場です。一方で、令和6年に発生した台風10号の影響により葛川は溢水し、周辺の住宅地に浸水被害が発生したことから、町民などから河川の安全対策に対し、危険性を危惧する声が高まっています。

また、葛川の支流に当たる打越川の未整備区間は近隣に保全人家が少なく、整備における優先度は低いものと認識しているものの、大雨時に著しい溪岸浸食や倒木などが発生しており、その土砂等が町中心市街地のある下流域に流れ、被害発生に影響を与えています。

【前年度要望に対する県の回答】

<護岸整備や浚渫など>

葛川については、下流側から整備を進め、これまでに川尻橋から塩海橋までの区間が完成しています。

その上流の未整備区間の整備については、JR橋梁の架替が必要ですが、架替には長い時間がかかるため、まずは、現状のJR橋梁渡河部で流せる水量を上限として、過去に浸水被害が発生したJR橋梁上流の整備を暫定的に進めていくこととしています。

この区間については、これまでに護岸の詳細設計が完了しており、令和6年度は、工事に必要な用地を取得するための測量調査等を実施する予定です。引き続き、早期の浸水被害の軽減に向けて事業推進に努めてまいります。

また、現状の河川的能力を最大限活かすため、定期的なパトロールなどにより、現場の状況を把握しながら、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

＜砂防施設の早期整備＞

打越川の砂防指定地の未整備区間においては、浸食等が確認された場合、必要に応じて対応することとしています。

溪岸浸食が確認された場合は、水路管理者である二宮町の御協力をいただきながら、必要に応じて布団かごによる浸食防止措置を講ずるなど、維持管理を実施してまいります。

【課題】

葛川は、県が策定した「葛川水系河川整備計画」の計画期間が長期であることや、令和6年台風10号により溢水被害が発生したことから、着実に早急な浸水被害の軽減及び流域治水対策が必要です。

また、打越川においては、未整備区間は溪岸侵食が顕著で、下流域にも影響する恐れがあることから、葛川水系の一環としても治水対策が必要です。

【要望内容】

葛川水系河川整備の一定の整備方針が示されたところですが、台風10号の影響による広範囲の冠水や緊急安全確保の発出など、町民の生活に多大な影響があった状況を踏まえ、安全性向上に向けた河川改修を早急に進めていただくよう強く要望します。

また、葛川流域治水協議会における協議内容や今後の対策の推進状況については、地域住民に対しわかりやすく情報を公開し、透明性の確保に努めてください。

さらに、打越川については、砂防施設の整備や溪岸侵食の調査、それに基づく河川断面の確保についても着実に進めていただくよう併せて要望します。

県道 71 号秦野二宮線(生涯学習センター前付近)

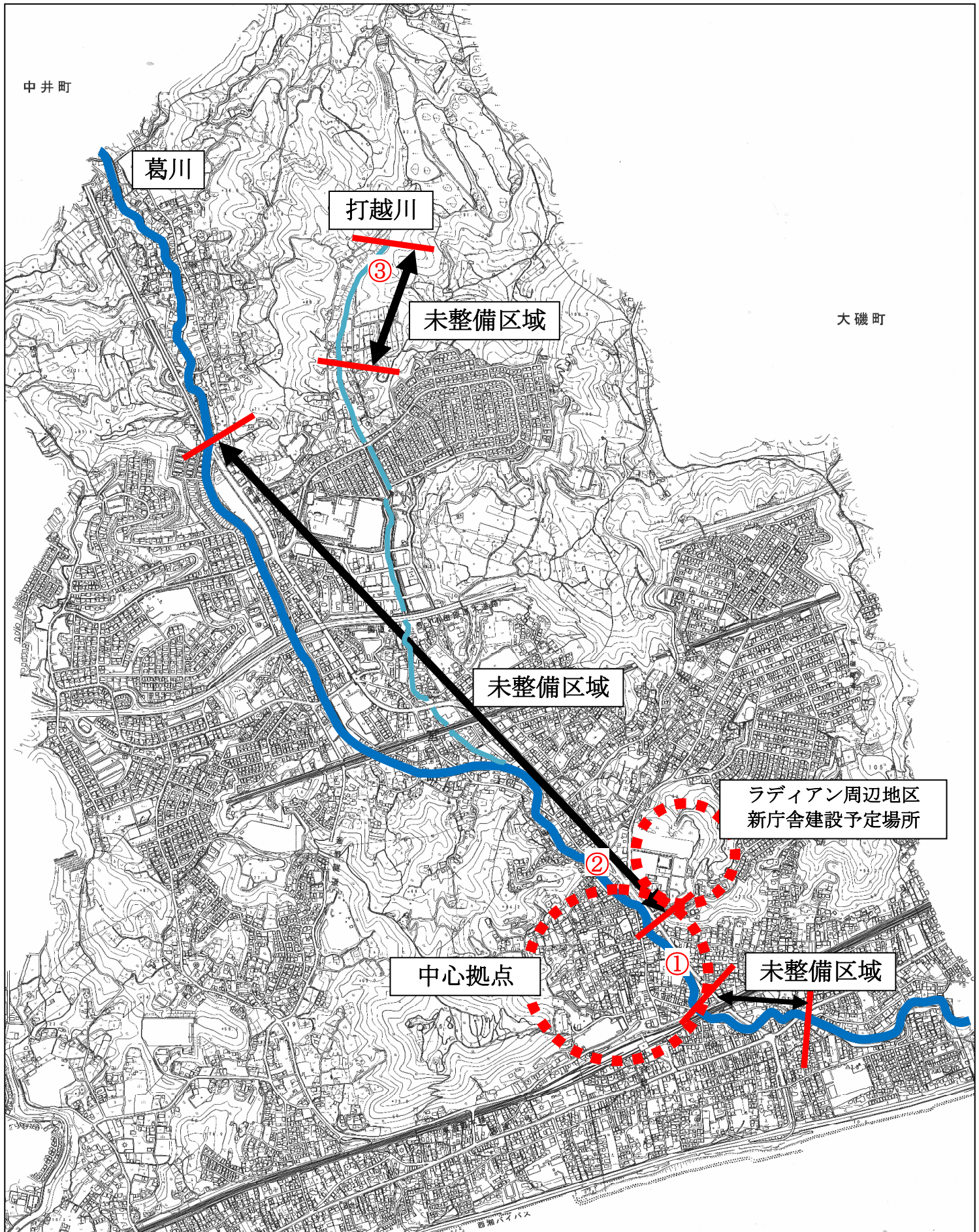
通常時



台風 10 号による葛川溢水時



葛川及び打越川の護岸整備状況について



橋梁名	新田橋 ①
-----	-------

通常時



大雨時 令和3年7月2日



7

橋梁名	花月橋 ②
-----	-------

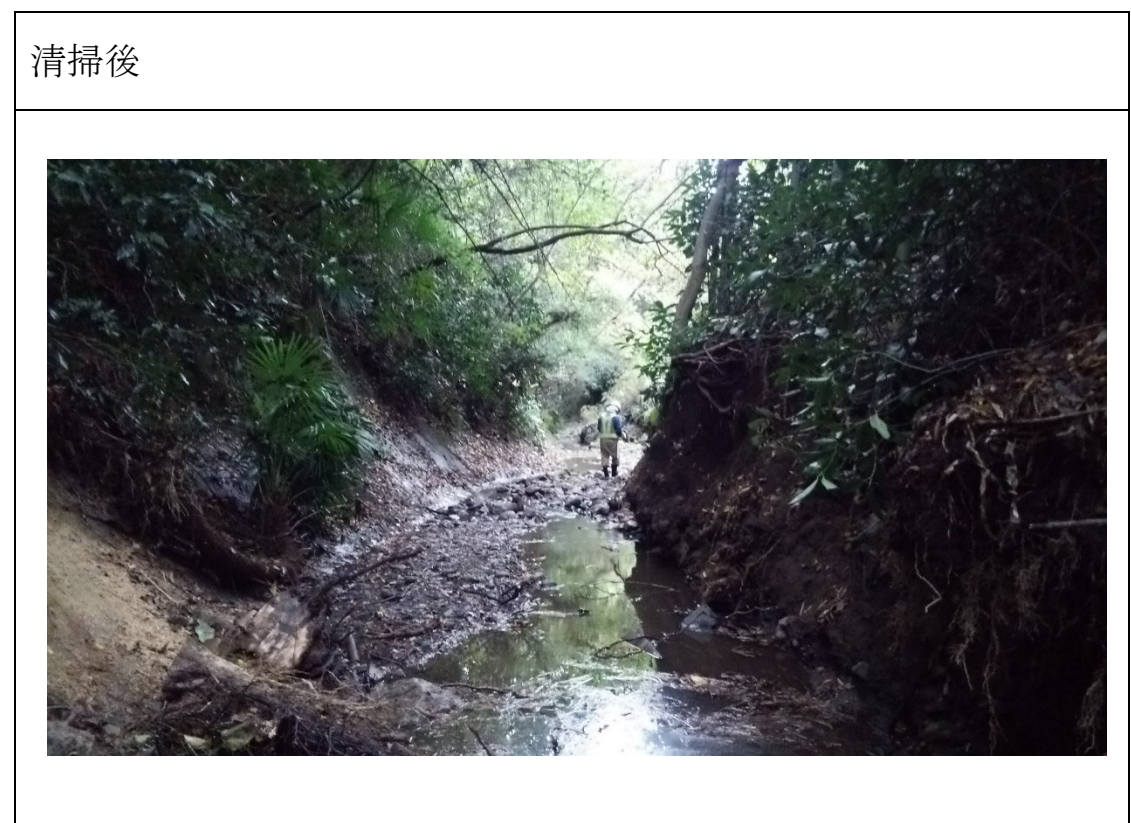
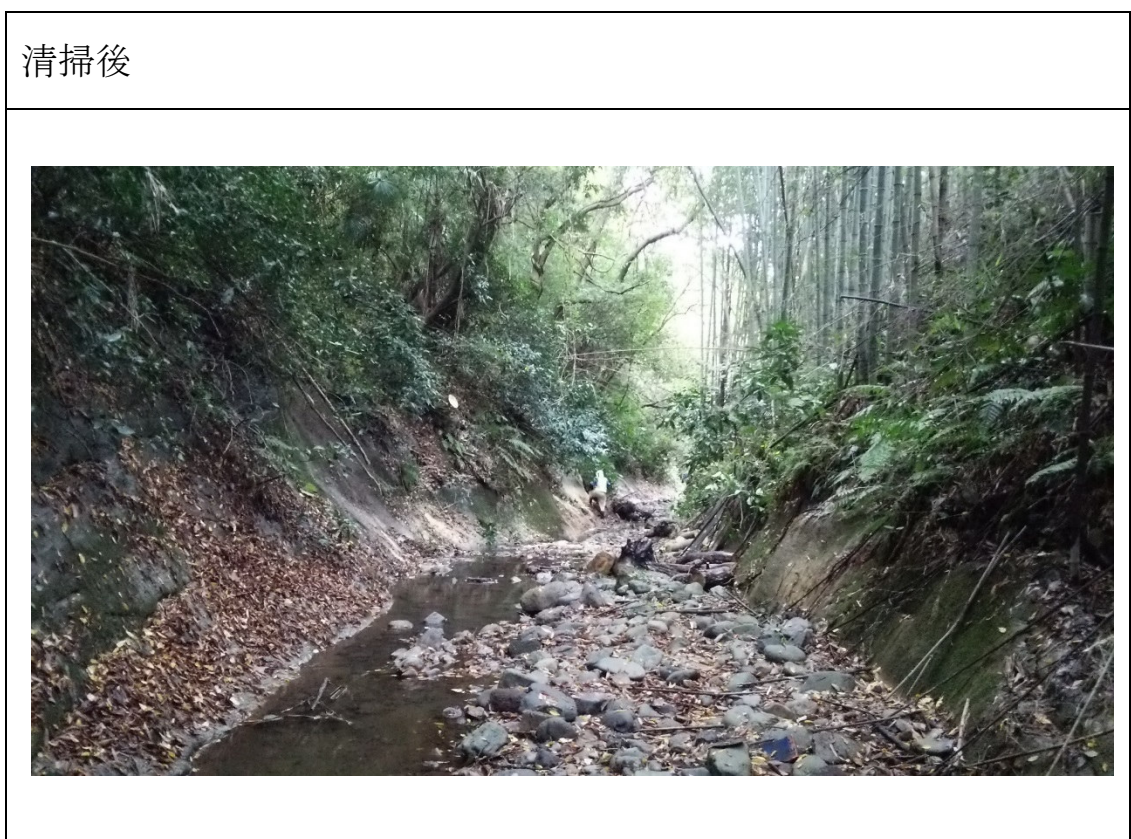
通常時



大雨時 令和3年7月2日



打越川 ③



要望 3

体育館（小中学校等）への空調整備にかかるリース方式を含めた補助制度について【新規】

緊急かつ重要

要望先	国：文部科学省
	県：教育局

【現状】

学校体育館は、こどもたちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用する重要な施設です。

最高気温が35℃以上の猛暑日が増加しているなか、体育館は構造的に通気性が悪いために館内温度が上昇し、高温多湿な環境となり空調設備のない体育館での授業や部活は熱中症のリスクが高まります。

今年の夏も危険な猛暑となることが予想されており、他自治体では6月に体育館で体育の授業をしていた児童が熱中症の疑いで病院へ搬送されたことが報道されました。

また、災害時に体育館は、広域避難所となり避難された町民が避難生活をする場所になります。避難生活が長期化することも想定され、夏場の猛暑における過酷な環境下、二次災害として熱中症が最も懸念されます。

二宮町には、小学校3校、中学校2校があり、それぞれの体育館については、昭和43年（1968年）から昭和55年（1980年）までの間に順次、建築いたしました。耐震診断を行い、その結果補強が必要な施設はすべて耐震改修を完了していますが、すべての学校体育館で空調設備が未設置の状態です。

現在は、スポットクーラーを設置し、一時的に体を冷やせるようにしていますが、体育館の温度を下げるまでには至っていません。

【課題】

国は、公立学校施設の空調（冷房）設備の今後について、普通教室や特別教室に加え、体育館についても引き続き教育環境改善に取り組むとしており、令和17年（2035年）までに設置率を100%にする目標を掲げています。

支援制度としては、空調設備整備事業（空調設備整備臨時特例交付金）がありますが、資産が形成されないリース契約による空調設置は対象外となっています。

また、体育館への空調設置については断熱性を備えていることを条件としており、断熱性のない体育館においては、後年度（令和15年度）までに、断熱性確保のための工事を実施することが必要とされています。

【要望内容】

体育館への空調設置にあたり、リース契約は初期費用を抑え、財政負担を平準化できる有効な手段です。こうした実情を踏まえ、リースによる導入も補助対象とするよう、県から国への働きかけを要望します。

県立教育施設整備の推進として、災害時に二宮町の広域避難所となる二宮高等学校への空調設備整備が進められますが、公立小中学校におけるリース契約も含めた空調設置に対する県費補助制度を創設するよう要望します。

『公立学校の体育館等の空調（冷房）設備設置状況』文部科学省（令和7年5月時点）

小中学校の体育館等空調設備設置率

1位 東京都 92.5%（東京都公立学校屋内体育施設空調設置支援事業）

2位 大阪府 49.2%

18位 神奈川県 14.6%

『空調設備整備臨時特例交付金』

<対象学校種>

公立の小中学校、義務教育学校、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校

<対象施設>

屋内運動場（学校体育館、武道場）

<算定割合>

1／2

<算定対象の範囲>

下限額400万円、上限額7,000万円

<対象期間>

令和6年度～令和15年度

<主な工事内容>

屋内運動場における空調設備の新設及びその関連工事

<補助要件>

避難所に指定されている学校であること

断熱性が確保されること

<地方財政措置>

起債充当率：100%、元利償還金への交付税措置率：50%

要望 4

脱炭素社会に向けた取組に対する支援について【新規】

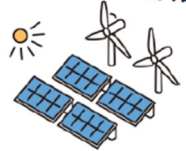
緊急かつ重要

要望先	国：環境省
	県：環境農政局

【現状】

二宮町では、2050年までにゼロカーボンシティを実現することを目標に、「二宮町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定しました。本計画の策定にあたっては、町の縮図とも言える「にのみや気候市民会議」を開催し、町民の意見を取りまとめた「市民提案書」を参考として、二宮町に見合った各種の取り組みを盛り込んでいます。計画では、「再生可能エネルギーの活用」、「省エネルギー化の実現」、「地域環境の整備・改善」、「循環型社会の形成」の4つの基本方針に基づく各種施策を、町民・事業者と行政が協力・連携し、推進することとしています。

●二宮町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における4つの基本方針

1 再生可能エネルギーの活用  ▲太陽光発電システムなどの設備導入 ▲蓄エネルギー機器などの導入 ▲再生可能エネルギー由来の電力への切り替え	2 省エネルギー化の実現  ▲既存住宅の断熱リフォームなどによる省エネルギー化 ▲照明器具のLED化 ▲電気・水道・ガスなどの使用量削減	3 地域環境の整備・改善  ▲公共交通機関や自転車の利用 ▲敷地内の緑化の推進	4 循環型社会の形成  ▲マイバッグ・マイボトルの利用 ▲資源ごみ分別の徹底 ▲ワンウェイプラスチックなどの使い捨てプラスチック製品の使用を削減
--	--	---	--

【課題】

「にのみや気候市民会議」では、暮らしの専門家である町民から、日々の暮らしの中で実践できる具体的な行動を提案いただきました。例えば、「LED照明への切替」、「再生可能エネルギー由来の電力への契約切替」、「省エネ設備（断熱など）の導入」、「電動アシスト自転車の利用」など、脱炭素社会の実現に向け、それぞれの実施主体がその時できることを自ら主体的に取り組んでいこうという姿勢が根底にあります。

しかし、これらの行動を町全体として促進し広げていくためには、導入コストや情報不足といった障壁を乗り越えるための環境整備や仕組みづくりが必要であり、町が継続的に対応していくには財源的な限界があります。また、こうした日常生活に密着した行動の多くが、国や県の現行の支援制度では補助の対象外となっており、計画に盛り込んだ内容を着実に実行に移していくうえで、大きな障壁となっています。

加えて、太陽光発電システム等に関する設備の導入支援を目的として、活用を検討していた国の「地域脱炭素推進交付金（重点対策加速化事業）」についても、令和7年度から交付要件が大幅に厳格化されました。「2030年までの公共施設の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロ化」や、「自家消費型の太陽光発電」と「地域共生・地域裨益型再エネの立地」の必須実施などが事業要件に加わりましたが、高度な財政力や設備整備能力が前提とされており、小規模自治体にとっては制度活用そのものが非常に困難となっています。

【要望内容】

国においては、「地域脱炭素推進交付金」などの支援制度について、再生可能エネルギーの導入が小規模自治体でも実施可能となるよう、交付要件の緩和及び制度の柔軟な見直しを要望します。特に、自治体の規模や財政状況を踏まえた現実的な制度設計とし、地域の実情に応じた脱炭素施策の選択が可能となるようにすることが不可欠です。

県においては、こうした制度の改善を国に働きかけるとともに、町民や事業者が日常的に取り組む省エネ・再エネ施策を着実に進めていけるよう、市町村への財政支援の拡充、あるいは県独自の支援制度の創設を要望します。町民の提案と参加を基盤に据えた実行計画の着実な遂行に向け、自治体に寄り添った制度的支援が不可欠です。

●重点対策加速化事業募集における主な変更点／環境省説明資料抜粋

要件① 公共施設の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロ（2030年まで）

要件② 2050年カーボンニュートラルに向けた区域計画の策定または道筋の提示

要件③ 「屋根置きなど自家消費型の太陽光発電」及び「地域共生・地域裨益型再エネの立地」の両メニュー実施

要件④ 進捗状況・CO₂削減状況の年次報告義務

➡要件①・③は、自治体の財政力や設備整備能力により要件の達成が困難であり、制度の見直しが不可欠です。

要望5

持続可能な地域公共交通の確保について【新規】**緊急かつ重要**



要望先

国：国土交通省

県：県土整備局

【現状】

地域公共交通は、住民の日常生活及び社会生活の基盤として、単なる移動の手段としてだけでなく、社会経済活動への積極的な参加に対し重要な役割を担っており、地域社会の維持・発展のために欠くことのできない存在です。

二宮町では、JR 東海道線の二宮駅を中心に国道 1 号線と県道 71 号（秦野二宮）を軸とした民間路線バスをはじめ、コミュニティバス、タクシーなどが主な移動手段となっています。

【課題】

モータリゼーションの進展や人口減少、労働時間が制限された、いわゆる 2024 年問題等により運転手不足が深刻化し、多くの地域で減便をはじめとした路線の見直しがされています。

二宮町では、路線バスを補完し交通不便地域の住民等の生活の足を確保するため、コミュニティバスの運行をはじめ、外出支援策としてタクシー券を配布するなど、地域の実情に応じた公共交通の確保に取り組んでいますが、さらなる民間路線バスの減便、路線の廃止に対応することが求められています。

【要望内容】

（国の補助金）

自治体が運行しているコミュニティバス等は、交通不便地域に限らず民間路線バスの減便や廃止路線を補完するために運行しているため、持続可能な公共交通を維持するための補助額となるよう、国庫補助金の算定方式の見直しを要望します。

※地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金（フィーダー：幹線系統を補完する支線）

	補助対象経費	町負担額	国補助額
令和6年度	14,805,700 円	12,439,700 円(84%)	2,366,000 円(16%)

※算定方式

- ① 地域フィーダー系統に係る補助対象経費の合計額の 1/2
- ② 交通不便地域の人口×120円 + 230万円（定額：年度によって変動）
 - ① 又は ②のいずれか少ない方の額（二宮町は②）

(県の補助金)

神奈川県生活交通対策小型車転換促進事業費補助金については、補助要件に「1年間の平均乗車密度が5人未満であること」が規定されています。

二宮町においては、規定人数以上の乗車であっても民間路線バスの減便、廃路線の対象であるため、実態に即した補助制度となるよう、「平均乗車密度」の要件の撤廃をお願いします。

また、単年度の初期導入費用のみの補助であることから、運行費用も対象にするなど、継続した補助制度への拡充を要望します。

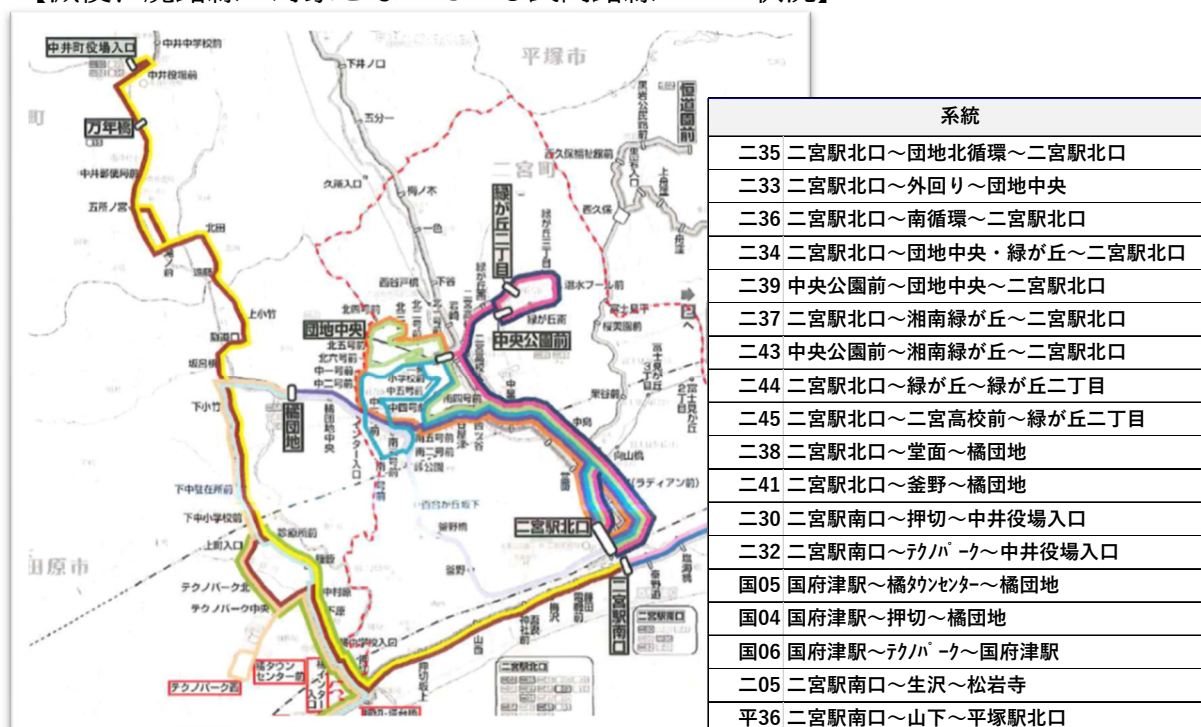
(関係機関の協力)

路線の減便や廃止に際しては、交通事業者が地域の状況をふまえ、住民への丁寧な説明に努めることが重要であると考えます。

また、関係者が役割を分かち合い地域全体で課題に向き合っていけるよう、事業者と自治体の連携を促進し、地域交通の持続性を支える制度的支援の強化をお願いします。

民間路線バスの撤退等による地域公共交通については、県下共通の課題であることから、広域自治体である県も主体的に対応策の検討を進めていくとともに、市町村を跨ぐ路線については、単独市町村だけで解決できないため、市町村間で情報共有する場としての協議会を組織する等、県内で一体となった対策を講じられるよう要望します。

【減便、廃路線の対象となっている民間路線バスの状況】



要望 6

特別支援学級や不登校対応に係る加配定数の 充実について【継続】

緊急かつ重要

要望先	国：文部科学省
	県：教育局

【現状】

特別支援学級に在籍する児童生徒が年々増加する中で、個別最適な学びの対応がますます求められています。教員定数に加え、特別支援学級の複数担任加配を配置し対応していますが、実際の配置数は県が定めた配置基準数を満たしておらず、町独自で支援教育補助員を追加配置し対応しているところです。

また、全国的に不登校児童生徒が増加傾向にあり、二宮町では、在籍者数に占める不登校児童生徒の割合が全国を上回っております。県からスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが配置されていますが、不足分は町独自で配置している状況です。校内教育支援センターの学校生活支援員についても県の配置では中学校区に1名とされており、小学校には配置されておりません。

○令和7年度特別支援学級教員配置数

小学校3校 中学校2校	情緒級児童生徒数	配置基準数		現状	増減
	62名	定数	10	10	0
		加配数	10	7	▲3
		計	20	17	▲3

※県の配置基準：(定数)・障がい種別の1学級当たり児童数が7人以上の学級（中学校は6人以上）

（加配）・自閉症・情緒障害学級に限り、1学級当たり児童数が5人以上の学級

○支援教育補助員の配置状況

職種	負担	二宮小	一色小	山西小	二宮中	西中	やまびこ	計
支援教育補助員	町	15	7	6	2	2	1	33

○不登校対策関係の人員配置状況

職種	負担	二宮小	一色小	山西小	二宮中	西中	やまびこ・巡回	計
スクールカウンセラー	県				2	1		3
	町	1	1	1			1	4
スクールソーシャルワーカー	県	1						1
	町		1	1	1	1		4
学校生活支援員	県				1	1		2

【前年度要望に対する県の回答】

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを義務標準法において算定することや、校内教育支援員を希望する全ての公立学校に配置することについて、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて要望しており、引き続き国に対して要望してまいります。

特別支援学級については、義務標準法に基づき1学級当たり8人を上限に教員を配置するとともに、児童・生徒数を勘案し学級担任のほかに予算の範囲内で加配措置を講じています。現行以上に加配措置を拡大することは、限られた財源の中では困難ですが、県教育委員会としては、特別支援学級の教職員定数を改善するよう全国都道府県教育委員会連合会を通じて引き続き国に要望するとともに、予算の確保に努めていきます。

特別支援教育支援員については、国が地方財政措置を実施しているところですが、国の補助事業とし、市町村の負担を軽減するよう、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて要望しており、引き続き国に対して要望してまいります。

【課題】

特別支援学級は、学級担任1名で児童生徒の多様な学び（個別学習、交流学习）に対応することは難しく、かつ、学級に在籍している子どもの障害の状態に応じて、県から加配される複数担任加配の適正な配置による人的支援が必要です。

また、不登校支援にあたっては、様々な課題を抱えた児童生徒及び保護者に積極的にアプローチする必要があるため、スクールカウンセラー等の専門的な知識・技術をもった人員を充実させるとともに、日頃から児童生徒に寄り添った対応ができる人員の確保が必要です。

【要望内容】

特別支援学級に係る加配について、個別最適な学びの実現に向け、県の特別支援学級担当教員複数加配の基準どおり配置されるよう県において確実な予算措置を要望します。

また、町が雇用している支援教育補助員に対する財政的支援を要望します。

不登校対策支援については、子どもたちの状況に応じて重層的に行っていくために、県が配置しているスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校生活支援員の小中学校全校配置を要望します。

なお、県において特別支援学級の教職員定数改善や、不登校支援に係る専門職等の義務標準法における算定について、国へ要望していただいているところではありますが、国で制度化されるまでの間は、県による配置を要望します。

要望 7

GIGA スクール構想をはじめとした ICT 環境整備への 財政支援の充実について【継続】

緊急かつ重要

要望先	国：文部科学省
	県：教育局

【現状】

当町においては、各小中学校に学習系の校内無線 LAN や 1 人 1 台端末を整備し、令和 3 年 4 月から GIGA スクールサポーターや ICT 支援員の協力を得ながら、本格的な運用を開始しました。

なお、GIGA スクール端末のリースについては、令和 7 年度に iPad379 台（小 1、小 2）、令和 8 年度に Chromebook1,107 台（小 3～中 3）の更新が控えている状況です。

【前年度要望に対する県の回答】

- ① 機器の更新費用に係る国庫補助について、継続的かつ十分な財政措置を講ずるよう国に要望しており、引き続き要望してまいります。
- ② 「教育の ICT 化に向けた環境整備計画」に基づき講じられてきた地方財政措置について、令和 7 年度以降はその全額を補助金による財政措置へ切り換えるよう国に要望しており、引き続き要望してまいります。

【課題】

GIGA スクール端末機器の更新費用は、神奈川県公立学校情報機器整備基金を活用することで、1 台 55,000 円の補助基準額のうち、2/3 は補助となっていますが、1/3 を自治体が担うことになっています。

近年、端末機器の更新費用が上昇しており、補助基準額以上になった場合は、町負担が更に増加することから、財政的な負担が大きく、良質な学校環境の維持は困難となります。（1 台あたりの更新費用見込 Chromebook 80,000 円）

また、「学校の ICT 環境整備に係る地方財政措置」については、令和 9 年度までとなっていることから、継続的に良質な学校環境の維持に取り組む際の財政面における懸念材料となっています。

【要望内容】

国が掲げた GIGA スクール構想の推進に向け、児童生徒一人ひとりがタブレット端末をより効果的・継続的に活用できるよう、次のとおり国に働きかけるよう要望します。

- ① 機器の更新費用は、教科書無償給与制度と同様に、自治体の経費負担なく整備できるようにすること。
- ② すぐに無償化ができない場合であっても、補助基準額を実勢価格に引き上げること。
- ③ 令和 10 年度以降も、学校 ICT 環境整備（指導者用端末、ICT 支援員、校務用端末等）に必要な経費について、地方財政措置を講ずること。

（歳入）

単位（円）

内容	R7	R8(見込)	R9(見込)	R10(見込)
GIGA スクール端末更新に係る補助 ※1	13,162,000	40,590,000	0	0
ネットワーク保守に係る補助	0	0	0	0
学校の ICT 環境整備に係る地方財政措置 (地方交付税基準財政需要算入額)	27,000,000 (見込み)	27,000,000 (見込み)	27,000,000 (見込み)	未定

※1 GIGA スクール端末更新に係る補助は、県からリース事業者へ直接支払われる。

（歳出）

内容	R7	R8(見込)	R9(見込)	R10(見込)
GIGA スクール端末リース費用 (国庫補助分) ※2	13,162,000	40,590,000	-	-
① GIGA スクール端末リース費用 (iPad 町単独分)	585,384	1,320,000	1,320,000	1,320,000
② GIGA スクール端末リース費用 (Chromebook 町単独分)	9,556,030	8,900,760	8,900,760	8,900,760
③ ネットワーク保守費用	3,643,000	3,643,000	3,643,000	3,643,000
④ ICT 支援員、校務系費用など、その他 ICT 関係に係る費用	59,147,682	59,147,682	59,147,682	59,147,682
合 計 (①～④)	72,932,096	73,011,442	73,011,442	73,011,442

※2 GIGA スクール端末更新に係る補助は、県からリース事業者へ直接支払われる。

町負担額 45,932,096 46,011,442 46,011,442 73,011,442

要望 8

小中学校における医療的ケア看護職員の配置に伴う 財政措置について【継続】

緊急かつ重要

要望先	国：文部科学省
	県：教育局

【現状】

当町には、令和4年度より、医療的ケア児が在籍しており、現在1名の医療的ケア児に対し、看護職（1名分）を配置しています。

令和4年度及び5年度については、国による「学校における医療的ケア実施体制充実事業」を活用することで、事業期間中の看護職員の報酬や旅費等の費用は全て国が負担しました。

しかし、令和6年度からは「医療的ケア看護職員配置事業」となり、費用の3分の1以内が補助されるにとどまり、残り3分の2は当町の負担となっています。

令和7年度 医療的ケア看護職員に係る費用見込

費用	国補助金	町負担分
2,169,000 円	551,000 円	1,618,000 円

【前年度要望に対する県の回答】

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が制定され、各学校における医療的ケアの体制整備が求められています。

しかしながら、国においては、市町村が配置している医療的ケアを行う看護師について、学校教育法施行規則により学校職員として位置付けたものの、義務標準法には規定がありません。

そのため、県では、国に対して義務標準法において国庫負担金の算定の対象とし、国が責任をもって財政措置を講じるよう要望しており、今後も引き続き、要望してまいります。

【課題】

医療的ケアが必要な児童の入学に際し、状況によっては看護職員を増員して配置する必要も生じてくることから、必要な看護職員雇用のための継続的な財源確保が課題となっています。

【要望内容】

義務標準法において国庫負担金の算定の対象とし、財政措置を講じるよう国に引き続き働きかけることを要望します。

また、県においては、すでに国及び市町村が負担している医療的ケア看護職員の報酬や旅費等の費用に対する補助制度を確立し、国、県、市町村の負担率が同様となる財政措置を引き続き要望します。

要望 9

国における統一的なこどもの医療費助成制度の創設について

【継続】

緊急かつ重要

要望先	国：こども家庭庁
	県：福祉子どもみらい局

【現状】

当町におけるこども医療費助成事業は、平成7年度から開始し、平成13年度に対象を拡充して以来、県が補助を行う対象を常を超える形で制度の拡充を進めてきました。

制度開始当初は、所得制限を設け0歳児を対象とする事業でしたが、現在では所得制限を設けることなく18歳到達年度末までにあるこどもを対象としています。

そのような状況の中で、県による補助対象が小学校卒業までとなっており、これを超えた補助対象を設定する自治体においては、県補助対象外のこどもの医療費助成に対して、多額の一般財源を投じて運用している状況にあります。

【前年度要望に対する県の回答】

県では、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、小児医療費助成制度の実施主体である市町村に対して補助を行っています。所得制限の撤廃や補助対象年齢の拡大についての御要望は、対象者が多く、多額の負担が生じることから、慎重に検討していきます。

また、県としては同制度について、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として全国一律の医療費助成制度の創設すべきと考えており、国に対して、「全国知事会議」や「関東地方知事会議」、「国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っています。今後も国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけていきます。

【課題】

こども医療費の助成については、県下31の自治体において、18歳到達年度末までその対象を拡大しており、自主財源の減少が続く現状において、持続可能な制度運営のための財源確保が必要です。

【要望内容】

国においては、少子化対策や子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として、全国統一的なこどもの医療費助成制度の創設を要望します。

県においては、国の補助制度が創設されるまで、安心して子どもを産み育てる環境整備の一つとして、各市町村が実施するこどもの医療費助成制度の補助対象全てに対する確実な財源措置を要望します。

◎県内のこども医療費助成制度の状況

対象・中学生まで（通院・入院）：横浜市、川崎市

対象・高校生世代まで（通院・入院）：上記以外全 31 市町村

※神奈川県各市町村への補助対象（所得制限あり）

対象・小学生まで（通院・入院）

対象・中学生まで（入院）

◎二宮町のこども医療費助成事業費

年度	件数	経費 ※	うち県補助金	うち町負担分
令和 3 年度	28,964 件	59,320,751 円	10,661,000 円	48,659,751 円
令和 4 年度	30,200 件	61,646,591 円	9,727,000 円	51,919,591 円
令和 5 年度	38,161 件	79,810,729 円	23,570,000 円	56,240,729 円
令和 6 年度	41,651 件	88,502,196 円	23,806,000 円	64,696,196 円
令和 7 年度 (予算)	46,323 件	93,506,654 円	25,393,000 円	68,113,654 円

※経費には医療費のほか、審査支払手数料を含む。

【参考：対象年齢等経過】

～令和 4 年 9 月 中学生まで（小学生以上所得制限あり）

～令和 6 年 3 月 中学生まで（所得制限なし）

令和 6 年 4 月～ 18 歳到達年度末まで（所得制限なし）